

フォーティ・フォーティ (40-40) 「施行40年」と「創刊40年」

——本誌バックナンバーで振り返る
労働者派遣法と「40年」

来年は人材派遣業界にとって、労働者派遣法の施行から40年の年である。そして、本誌『月刊人材ビジネス』にとっても、前身である『月刊人材派遣』の創刊から40年という節目でもある。そこで、今号からは「『施行40年』と『創刊40年』——本誌バックナンバーで振り返る労働者派遣法と『40年』」と題したシリーズ企画を連載する。その1回目である今回は「特集ワイド版」として、労働者派遣法施行の1986年から1989年の業界「黎明期」をバックナンバーとともに振り返ってみたい——。

(本誌 伊藤秀範)



初回、特別ワイド版

第一回

1986~1989年の人材
派遣業界「黎明期」を、
当時のバックナンバー
記事で回想

Close-up 注目記事を再録①

1986年4月(創刊)号より
労働者派遣法施行に想う——信州大学教授・高梨 昌 氏

多年の懸案で、法制定までには難航を極めた労働者派遣法が、このたび施行の運びとなった。この法律ならびに政省令の企画・立案に直接的にたずさわってきた私にとって、やっと重責を果たすことができたという感慨が深い。

振り返ってみれば、私が中央職業安定審議会(略称 昭51年制定・公布)を提言するにあたって付言した職業安定法に定める労働者供給事業の禁止(法第44条)と、請負契約事業の定め(同法施行規則第4条)など安定法の見直しのために研究検討作業を始めるべきだと問題提起したのは昭和50年のことである。

世上一般には、労働者派遣法の立法の契機は、行政管理庁(現総務庁)が昭和53年7月に提出した「民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」であるとの説である。

しかし、私は、この勧告が生まれる以前に政府の審議会で問題提起し、労働省当局に研究検討することの確約を取り付けていた。また、私独自に派遣システムに関する実証研究を進めていた。

ちょうど、昭和50年4月から失業保険法が抜本改正され、雇用保険法が施行に入るとともに、いわゆるオイルショックを受けて民間企業分野では不況が深刻化し雇用調整が大規模に進められるなど、雇用・失業状況の激変で政府もまた審議会も、この対応に迫られる状況であったから、職業安定法の見直し検討を加える余裕はなかったことも確かである。

また、労働省当局にとっても、職業安定法の根幹を揺るがしかねない労働者供給事業の禁止規定を見直すことについては、あまり気が進

まなかったようである。

ということは、これを見直すための研究会の設置について、折に触れ中央職業安定審議会の席で渡戸から要望し督促したが、「ただいま検討中であります」という答弁しか得られなかったからである。

こうした経緯の中で行政管理庁よりの勧告が出されたために、研究会の発足に労働省はやむなく踏み切ったと思う。この結果、誕生したのが「労働力需給システム研究会」(昭和53年10月発足)で、私が座長を仰せつかることになった。

この研究会の発足当初は、職業安定法の全面的見直しまで踏み込むことには労働省の事務当局は消極的で、主題となった労働者派遣システムを法的に認知することにまで内部は意見統一されていなかったのではないかとと思う。

こうした雰囲気を感じとっていたので、研究会の第一回会議の席で、私から研究会の課題と研究の方法について問題提起をし、この中で職安法の全面的洗い直しと労働者派遣法の公認の方向を打ち出した。

この私の問題提起については、労働省当局は若干とまどっていたようであるが、私が走り出したことにブレーキを踏むわけにもいくまいと判断したのか、当時の研究会の対応窓口であった職業安定局業務指導課の体制を強化して対応してくれた。これは、私にとっても有難いことであつた。

それから1年余、研究検討を進め、労働力需給システム研究会の報告を閣議職業安定局長(当時)に提出したのは昭和55年4月のことである。

当時、これはマスコミの記事にも取り上げ

られず、この提言を受けて設置された「労働者派遣事業問題調査会」(昭和55年5月～59年2月)での審議を待つことになった。

この調査会では賛否の意見が激しく聞わされ、外野席の学界や労働界は反対の意見がクロージアップされはじめ、労働者派遣法の立法化作業は難航を極め、審議は遅々として進まなかった。そして、この調査会は中途で2カ年半ほど開店休業状態に陥ってしまった。

しかし、派遣が新種のサービス業として成長産業となり、労働力需給システムの一環として定着し、とりわけ、女子や高齢者の中途入職者への雇用機会を提起する市場としての期待が強まる中で、派遣法の必要性についての合意の幅が広がってきた。

こうした中で調査会でも「何がしかのルールが必要」ということで意見が一致し、昭和59年2月に報告書がまとまった。これを受けて中央職業安定審議会に労働者派遣事業等小委員会が設置されたのが昭和59年3月のことで、私が問題提起者であったためか、最後の仕上げ作業を行う小委員会の座長としての重責を負わされた破目になった。

そして、関係労使の理解と協力を得て立法化構想をはじめ政府法案の審議、政令ならびに省令の審議、派遣業の許可審査など、この2カ年半ほどは頻りに会議を開き、強行軍で審議を進めてきた。

この小委員会での審議のポイントについては、別途すでに記したのでここでは触れない。しかし、このように見てくると、問題が発酵し、機が熟するのには10年の歳月が必要であったことになる。

(以下、略)

中高齢や主婦に`復職、機会を!`
賛否渦巻く中、派遣法施行へ

忘れてはいけない、派遣法施行時の「社会的な大義」

中途入職者への雇用機会を
提起する市場

イギリスのチャールズ皇太子と夫人のダイアナ妃の来日による、ダイアナフィーバーの興奮冷めやらぬ1986年7月、労働者派遣法が施行された。それと同じタイミングで、本誌の前身である人材派遣業界の専門誌である「月刊人材派遣」は創刊した。

創刊号を開くと、時の労働大臣である林道氏から「新法施行と創刊に寄せて」と題した巻頭言があり、その中に次のような記載がある。

「——近年の目覚ましい技術革新の進展、サービス経済化などに伴う労働力需給の変化ということが今回の法律制度の背景となっております。すなわち、企業においては、外部に委ねた方が効率的な



1986年7月号より

専門的な知識、技術、経験を必要とする業務が増加し、一方、労働者の側でも、自分の専門知識等を生かして働きたい、あるいは、都合の良い時だけ働きたいという層が増加するということで、いわば労働力の需給と供給双方における変化に対応するものとして、また、現在の一般の労働市場の下では雇用の難しい中高年齢層や家庭の主婦などに、雇用機会を提供するというものとして労働者派遣事業の制度化に対する期待が高まってきたということが今回の労働者派遣法制定の大きな要因になっていると考えられます——」

労働者派遣法が施行された年、筆者(伊藤)はまだ大学生である。その2年後に就職活動を始めることになるが、人材派遣という言葉すら、まだ認知していない。大学3年の終わりがりになると、各学生の自宅や下宿には分厚い電話帳のようなりクルートブックが届いた。ぺらぺらとページをめくっていると、ある技術系会社の紹介記事が目が止まった。社名は聞いたことがないのに、従業員数は大手企業並みであり、全国に支店もある。

「こんな会社があるんだね」と、隣にいた同じ下宿の友人に話しかけると、その友人は「ああ、そこで、就職しても、別の会社で働くことになるらしいよ」と言う。「就職してもその会社では働かない?」なら、その会社に就職する意味っていったい……」

後に社会人になり、その会社が製造系の派遣会社であったことを知る。当時の卒卒者、そして20代の若手ビジネスパーソンの間での労働者派遣に対する認知は、一部の製造系の常用型派遣会社に入社する人などを除けば、そんな程度ではなかったろうか。

先の林道氏の寄稿文に「現在の



1986年7月号より